

棚倉都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
〔棚倉都市計画区域マスタープラン〕



濠の桜が咲きほこる亀ヶ城公園（棚倉城跡）

福 島 県

目 次

1 . 基本的事項	1
1) 対象区域	1
2) 目標年次	1
2 . 都市計画の目標	2
1) 都市の現状と課題	2
2) 都市づくりの理念	4
3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ	6
4) 保全すべき環境や風土の特性	7
3 . 区域区分決定の有無	9
1) 区域区分の有無とその理由	9
4 . 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針	10
1) 主要用途の配置方針	10
2) 土地利用の方針	11
5 . 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針	13
1) 交通施設	13
2) 下水道および河川	14
6 . 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針	15
1) 主要な市街地開発事業の決定の方針	15
7 . 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針	16
1) 基本方針	16
2) 主要な公園緑地の配置方針	17
3) 実現のための具体の都市計画制度方針	18

1. 基本的事項

1) 対象区域

本区域は、東白川郡棚倉町の行政区域の一部、3,602haである。

区分	市町村	範囲	規模
棚倉都市計画区域	東白川郡棚倉町	行政区域の一部	約3,602ha
合計	1町		約3,602ha

2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成12年度を基準とし、概ね20年後の平成32年を目標年次とする。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ、柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10年後の平成22年を目標年次と定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化等に対して柔軟性を確保するため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- ・都市的土地利用の規模
- ・都市施設や市街地開発事業の整備目標
- ・主要な緑地の確保目標

2. 都市計画の目標

1) 都市の現状と課題

広域的な視点からみた現状と課題

幕府のお膝元である関東と、奥州との接点にあったこの地は、商業と文化の往来地として栄えた一方で、平、白河、会津と並んで奥羽外様大名の動きを監視する軍事拠点でもあった。江戸時代初期に築城された亀ヶ城とも呼ばれる棚倉城は、八家十六代の城主により治められ、当時、その周辺は棚倉藩の城下町として賑わいを見せていた。現在でもJR磐城棚倉駅や棚倉城跡を含む中心市街地は、東白川郡の生活や文化の中心であるが、白河市の吸引力の高まりや、社会経済情勢の変化が進む中で、都市の疲弊が見られることから、城下町の歴史的風情、一級河川久慈川の美しい水、ルネサンス棚倉に代表される既存施設などを活かした交流の推進により、賑わいのある東白川郡の中核都市を形成する必要がある。

公共交通機関は、JR水郡線が経済県都といわれる郡山市及び茨城県水戸市まで、また、JRバス白棚線が県南地域生活圏の中心都市である白河市まで運行されているが、総じて利便性は良くない。

産業面では、工業団地等への企業誘致により、製造品出荷額等は県内でも上位に位置し、東白川郡の雇用の提供地となっている。

一方、棚倉町の人口は微減傾向にあり、将来人口の推計によれば、さらなる減少と高齢化が予想されている。

土地利用に関する現状と課題

現在指定されている用途地域のうち、大部分を住居系用途地域が占め、そのなかに工業系用途地域が散在している。

都市計画区域全体の土地利用は、田・畑・山林が全体の70%以上を占めており、自然環境との共存関係を構築することは重要である。特に景観上及び都市環境上有用となる市街地近郊の農地等は、適切に保全することにより、都市と農村との調和を図る必要がある。

また、中心市街地を迂回するように一般国道118号棚倉バイパスが整備されたことから、バイパス沿いの開発圧力の高まりに対する適切な土地利用施策を実施するとともに、既成市街地においては中心市街地の空洞化対策及び公共投資の重点化の観点から、土地の有効活用、生活基盤の向上に努める必要がある。さらに、中心市街地の空洞化対策のひとつとして、公共交通機関の結節点であるJR磐城棚倉駅周辺の利便性向上を図る必要がある。

都市施設に関する現状と課題

道路網は、南北に一般国道 118 号が、東西に一般国道 289 号が通り、東白川郡の交通の要衝となっているが、道路交通への依存が高いことから、更なる幹線道路の整備が必要である。特に、広域高速交通網へのアクセス性を高めることは、東白川郡全体の活性化の面からも重要である。また、人口が微減傾向にあることから、雇用確保をはじめとした産業振興策と連携がとれ、かつ中心市街地の活性化に寄与する道路網等の基盤整備が必要である。

一方、高齢化の進展に対応するため、既成市街地にあっては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、誰にでも使いやすい都市施設の整備が必要であり、少子化対策も含め、公園等の子育て支援や社会福祉に資する都市基盤の整備に努める必要がある。

また、下水道の普及率は県内平均と比べても低く、特に源流域にある都市として河川の水質向上の観点も含め、その整備に努める必要がある。

浸水や土砂災害等の発生する危険性の高い地域では、西白河郡での平成 10 年の豪雨災害を教訓に、安全で安心な暮らしを実現するため、引き続き、計画的な河川・砂防事業等の推進に努める必要がある。

市街地開発事業に関する現状と課題

過去に実施された市街地開発事業はないが、市街地の抜本的な改善のため、今後の経済社会動向を見据えながら、市街地開発事業の実施の可能性について検討を行う。

自然環境の整備又は保全に関する現状と課題

本区域は、八溝山に源をもち、県境を越え、茨城県で太平洋へ注ぐ一級河川久慈川水系(流域面積 1,490 km²)の「源流域」に位置しており、八溝山地、阿武隈高地に続く山々に包み込まれた自然豊かな空間を有している。

市街地には、今日でも城下町の風情が色濃く残っており、その街並みを展望できる赤館公園は、棚倉城が築城されるまでは重要な拠点とされた山城の跡地であった。現在は散策路やステージが整備された憩いの公園として親しまれているが、馬場都都古和氣神社などの杉の巨木とともに、歴史のロマンと自然が融合した本区域の重要な資産として後世に残すべきものである。

また、緑美しい奥久慈県立自然公園には一級河川久慈川の源流があり、この豊かな自然が良好な水質をつくり出している。生命の源であり、豊かな恵みをもたらすこの久慈川の清水を守るため、その「源流域」にある都市として、良好な水質と河川環境の保全が必要である。

土地利用の大部分は山林や田園であり、それらが本区域の原風景ともなっている。そのため、農村集落地では無秩序な宅地化を防止するとともに、農林業地や観光レクリエーション地においては、周辺の自然環境への配慮が必要である。また、必要に応じて、建築物等の高さ制限などによる良好な風景・景観の維持、形成についての検討を行う。

2) 都市づくりの理念

基本理念

「歴史とやすらぎのある久慈川源流の里づくり」

歴史が共鳴する都市・漂う城下町の風情

城下町の歴史的風情と久慈川の美しい水が独自性として確立した本区域は、歴史と美しい水を大切にする人々により守られてきた地域である。

この独自性と共鳴した道路、公園、家並みなどがこの地域の個性と一体化を生み出し、城下町の風情を漂わせる。

環境を大切にする都市・やすらぎのある都市空間

八溝山に源を有する久慈川の美しい水を、美しいままに下流域へ送り出すため、環境負荷の低減を基本とした都市づくりを進め、水と緑と歴史が一体化したやすらぎに満ちた都市空間の創出を、住民の主体的な参画のもとに取り組む。

東白川郡の中心都市として栄えてきた歴史と豊かな自然環境を最大限に活かした都市づくりを進めることで賑わいを取り戻し、歴史的風情、美しい水、美しい緑からやすらぎを享受できる区域とする。

発展が持続できる都市・子どもと老人にやさしいまち

人々のくらしや活動がより効率的に行え、持続的に発展していくことが可能なよう、環境負荷の少ない、コンパクトな都市形態を維持する。

すべての人が安心して居住できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた都市づくりを進め、より高質な道路交通施設などの整備に取り組む。



上空から棚倉町の市街地を望む

大規模な地形の形質変更に対する考え方

一級河川久慈川の源流域は本区域の原風景として、また、山並みや山林は保全すべき自然景観として、さらに城下町は歴史的風情として、それらを損なうような特に大規模な地形の形質変更は抑制を図る。

したがって、原風景や自然景観及び歴史的風情への影響を伴わない都市的開発であっても、豊かな森や美しい水の保全と歴史的風情との一体化に配慮する。

隣接市町村との空間的結びつきの考え方

本区域は、白河市、西白河郡及び東白川郡からなる県南地域生活圏の一部を構成しており、生活圏内の各市町村とお互いに歴史的、文化的、さらに経済的に深い結びつきがある。

都市づくりに関しては、工業や商業の集積地、教育機関の所在地として、県南地域生活圏の副次核及び東白川郡の中核都市の役割を担う。

自然環境の保全に対する価値観

本区域は、広大な流域をもつ一級河川久慈川の源流域に位置するとともに、奥久慈県立自然公園と隣接するなど、豊かな森と美しい水は本区域の重要な資産と位置づけ、積極的に維持・保全を図る。

自然環境の保全は、本区域における都市づくりの根幹である。

人口配置の考え方

人口及び都市施設の集積度の高い効率的でコンパクトな都市を維持するため、既成市街地や鉄道駅周辺及び交通結節点へ人口を配置する。なお、人口の配置は都市基盤が整備されていることを前提とする。

市街地の適正規模に関する考え方

基本的には、土地利用方針を明確にした用途地域を市街地と位置づける。

また、現在の用途地域の規模は、将来の人口増加及び核家族化の進展による宅地需要に対応ができる規模を有している。しかし、首都圏に近接する本区域においては、経済状況の変化が大きな需要変化となり、また、商業系及び工業系用途地域の未利用地が少ないことから、適正規模について、柔軟に対応する必要がある。

農地・農業に関する考え方

農地等は、都市における自然環境の一部であり、都市環境に良好な影響を付与するものである。

さらに、均衡ある適正な土地利用の観点からも、農地等の保全は重要であり、特に農振農用地区域については、農業施策と連携し、その保全に努める。

したがって、用途地域内に残存する農地等の開発については、土地の有効利用の面と都市内に残る貴重な自然資源の面の均衡に配慮する必要がある。

土地利用整序の考え方

用途地域内の不適正な土地利用については、その原因を究明し、適正地への誘導や規制強化を行う必要がある。なお、経済状況の変化や多様な土地利用形態に配慮し、土地利用規制についても柔軟に対応できるものとする。

都市防災（市民のリスク分担）の考え方

災害時の緊急輸送路や避難路を優先的に整備しつつ、西白河郡における平成 10 年の水害を教訓に、都市型水害に対する安全性確保に向けた取り組みを進める。

また、安全で安心できる災害に強い都市の形成に向け、I T（情報通信技術）を活用した情報提供ネットワーク構築等との連携について検討する。

都市施設の整備・配置に関して基となる考え方

都市施設については、交流ネットワーク形成に資する施設など、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮しつつ配置する。

特に、北関東圏に近接している地理的優位性と恵まれた自然環境を活かしたグリーンツーリズム等による体験型観光人口を、中心市街地に呼び込めるよう、既存施設の利活用と整備改善に努める。

また、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、地域住民の参加・協力のもと時代に対応した都市施設の整備に努める。

なお、経済性、安全性はもちろんのこと、自然環境への負荷を極力低減するとともに、自然景観や歴史的景観にも配慮する。

3) 当該都市計画区域の広域的な位置づけ

本区域の総合イメージは「歴史がつくるやすらぎの里」であり、一級河川久慈川の源流域に位置することから、良好な水質の保全が強く求められる区域である。

また、美しい水と歴史的風情が快適な環境と独自の文化を生み出しており、これらの自然と文化を活かした広域的な交流拠点の形成をめざす区域であると同時に、県南地域生活圏の副次核として生活圏全体の発展に寄与し、かつ、東白川郡の中核都市としてその発展をリードしていく区域である。

4) 保全すべき環境や風土の特性

本区域及びその周辺には、一級河川久慈川、奥久慈県立自然公園、棚倉城跡など、豊かな自然環境と数多くの歴史的・文化的資源が残されており、これらは住民の共有の資産と位置づけ、適正な保全を行うことを基本とする。

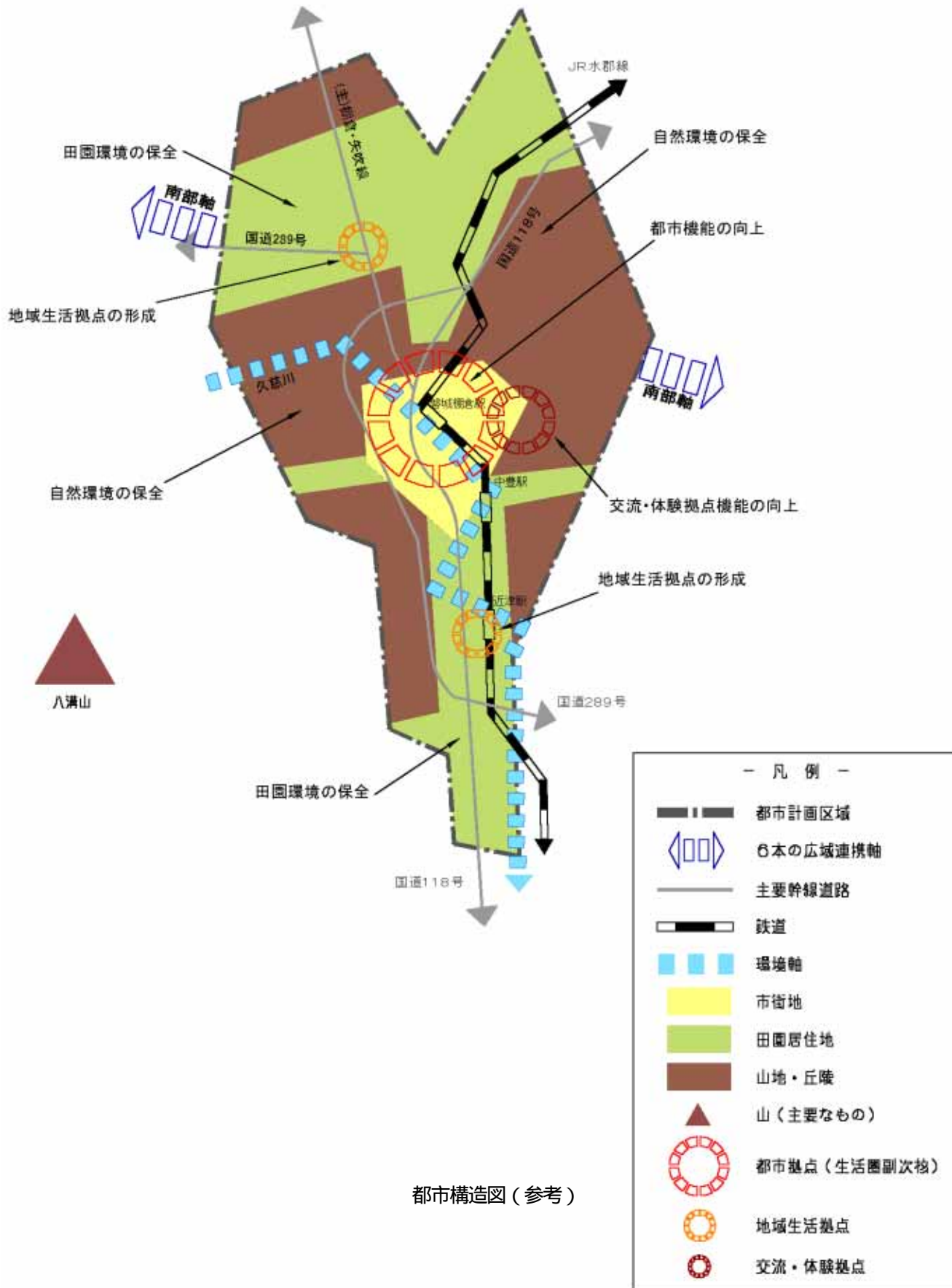
特に、美しい水や緑と歴史的・文化的資源を大切にし、都市活動を展開していく本区域は、町の将来像に“緑と歴史にいだかれてやすらぎを育む町”を掲げていることなどから、これまで培われ、育まれてきた「城跡とお濠のあるまち」のイメージを本区域の個性として、後世に引き継ぐことに努める。



八溝山から湧き出る久慈川の清流



棚倉町のシンボル“大ケヤキ”と棚倉城跡



都市構造図(参考)

3. 区域区分決定の有無

1) 区域区分の有無とその理由

区域区分の有無

本区域では区域区分を定めない。

判断理由

本区域では、近年、建物新築件数が用途地域内で多くなっている。(平成12年の新築建物の約70%は用途地域内)

既成市街地及び人口密度の高い地域は、概ね用途地域と同一範囲で広がり、中心市街地活性化基本計画を策定するなど、計画的な都市形成への取り組みが行われている。

町の人口は減少傾向にあり、今後、急激かつ無秩序な宅地化の進行は無いものと予想される。(平成7年から平成12年にかけての人口増加率は-1.0%)

本区域に著しい人口や産業の集中を伴うような大規模プロジェクトの予定はない。

近年、農地転用面積は減少傾向にあり、特に用途地域外での転用は相対的に少ない。(農地転用面積の過去5年間のピーク時と比較し、平成12年はその約30%)

これまで未線引き都市計画区域(用途地域指定あり)として都市づくりを進めてきており、都市計画法に基づく各種制度や土地利用関連法の運用により、区域区分を導入しなくても、都市づくりの理念に掲げた事項の実現に向けた展開が可能である。

以上の理由により、棚倉都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要用途の配置方針

中心商業地

J R磐城棚倉駅周辺から一般国道 118 号沿いに広がる本区域の中心商業地は、商業地域、近隣商業地域に指定されており、中心市街地活性化基本計画にもとづき、誰もが使いやすい商店街の環境整備や改善を図ることで商業・業務機能の集積を進め、東白川郡の中核都市として魅力的な商業地の形成に努める。

沿道商業地

バイパス沿線等で商業施設を配置する場合については、歴史的風情や自然景観に配慮するとともに、中心商業地とバランスのとれた商業環境の形成を図る。

工業地

工業地の配置にあたっては、物資の流動を担う道路網等の都市基盤が整備されていることを前提とし、緑が適切に織り込まれた土地利用の形成を図る。

既成市街地内に存在する工業系施設は、その動向を見極めつつ、必要に応じて工場適地へ移転、集約し、居住環境の向上と生産活動の効率化を図る。

ただし、基本的には住宅地等と混在しない土地利用の形成を基本とするが、地域に密着した地場産業などの施設は、周辺環境に十分配慮しつつ、将来的にも既成市街地内に配置する。

公共公益地区

J R磐城棚倉駅を中心とした市街地部分には、役場、裁判所、県合同庁舎、公民館、図書館等が集積しており、今後とも本区域の生活拠点として、また東白川郡の中心的な役割を担うための広域的な交流拠点として、誰もが使いやすい都市機能の充実を図る公共公益地区と位置づける。

住宅地

J R磐城棚倉駅周辺から一般国道 118 号沿いに広がる中心商業地及び棚倉城跡を取り囲むように位置している住宅地は、生活の場、産業・経済活動の場、歴史・文化集積の場でもあり、誰もが暮らしやすい居住環境を有する土地利用を進める。

一方、今後、既成市街地の周辺部などで新たな住宅地の形成を図る場合は、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、住民共有の資産である緑や川と共生できるよう配置する。

2) 土地利用の方針

土地の高度利用に関する方針

J R 磐城棚倉駅周辺の中心商業地は、東白川郡の中核都市にふさわしい中心市街地として活性化を図る観点から、土地の有効利用に努め、商業・業務等の都市的諸機能の改善を図る。

ただし、これまで培われ、育まれてきた町の原風景を損なうような高度利用は行わないものとし、特に棚倉城跡周辺の景観には配慮を行う。

用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

居住環境の向上を図る観点から、住居系用途地域内に散在する工業系用途地域及び工業地については、業種並びにその動向を見極めつつ、必要に応じて、用途地域の見直しも含め、工場適地へ移転、集約することを基本とする。

居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地内の住宅地については、細街路の解消や身近な公園の整備などにより、安全で快適な居住環境の形成を図る。

また、新たに計画的に整備される住宅地については、地区計画や建築協定など各種協定の導入の検討を進め、誰もが暮らしやすい居住環境の形成を図る。

なお、今後の市街化の動向によっては、必要に応じて特定用途制限地域の指定についても検討を行う。

都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域のシンボルでもある棚倉城跡、赤館山については、その歴史的価値や景観的価値等を後世に受け継ぐ必要があることから、諸施策との連携により、積極的に維持していく。

一級河川久慈川等の河川においては、親水性の高い水辺空間の創出を図るとともに、亀ヶ城公園などの公園緑地の再整備と併せ、やすらぎに満ちた都市環境の形成を図る。

優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域の主に北部に位置する優良な農地や生産性の高い集団農地については、農業施策との連携のもとに今後も維持・保全を図り、市街化を抑制する。

災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険区域に近接するなど、災害危険性が高い地区では、「棚倉町地域防災計画」の推進等により、市街化を抑制する。

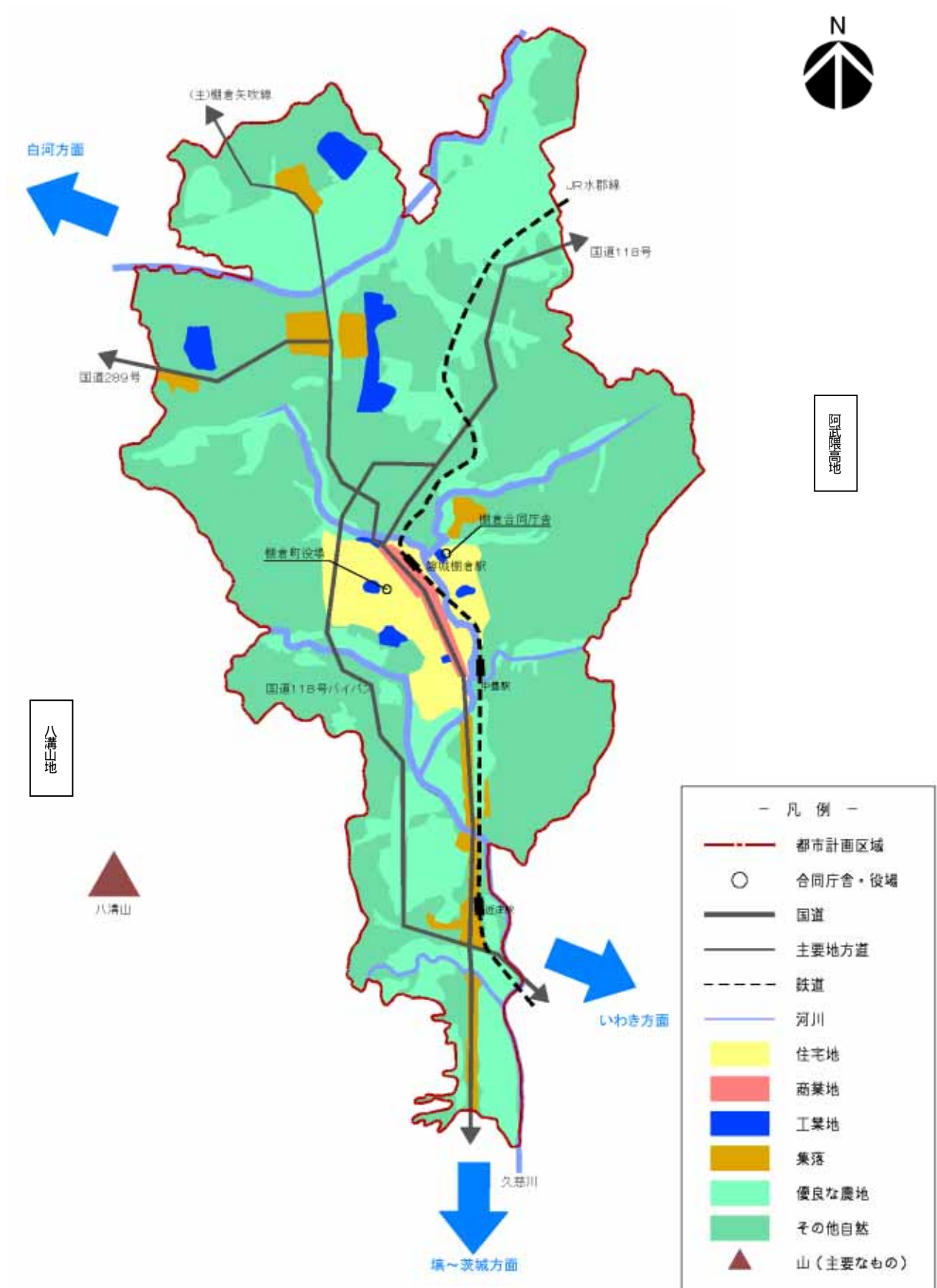
自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

城下町の歴史的風情、一級河川久慈川等の美しい水、用途地域を取り囲む豊かな森や農地等は、関係法令の適用により、維持・保全を図る。

計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

棚倉城跡を中心に、歴史と自然を活かした賑わいのあるまちづくりを行い、不必要な都市の拡大を抑制する。また、社川地域、近津地域など、既に一定規模の集落地を形成している地区については、農業施策との連携により、都市基盤の向上を図る。

用途地域が定められていない区域は、主に良好な居住環境を維持・保全していく区域とする。



5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針にもとづくものとする。

なお、施設の整備にあたっては、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた安全で安心して利用できる都市施設を整備する。

1) 交通施設

基本方針

東白川郡の中核都市として、近隣の市町村との連携・交流を強化する道路網の整備を図るとともに、広域交流を促進するため、東北縦貫自動車道等の広域高速交通網へのアクセス性を強化する。

また、既成市街地内の道路は、駅前広場を中心とした道路ネットワークの形成を進めるとともに、棚倉城跡とルネサンス棚倉を中心とした観光スポットへの交通利便性の向上を図る。

J R磐城棚倉駅については、中心市街地活性化基本計画のなかで、活性化のための核として位置づけられており、市街地開発事業の適用も視野に入れながら、本区域の顔となるよう、誰にでも使いやすく、都市的魅力の高い空間の形成を図る。

なお、高齢化の進展等に対応し、すべての道路及び道路附属施設は、誰にでも使いやすく、安全性及び快適性の高いものとする。

主要な施設の配置方針

本区域の骨格となる道路として、南北の交通軸は、一般国道 118 号、(主)棚倉矢吹線を、東西の交通軸は、一般国道 289 号、(主)黒磯棚倉線、(主)棚倉鮫川線を、各々位置づける。

また、これらの骨格となる道路を補完し、交通処理の円滑化、中心商業地や既存集落地とを結びつける新たな都市計画道路を配置し、道路ネットワークの形成を図る。

本区域の顔である J R磐城棚倉駅周辺については、新たな都市計画道路の整備並びに中心市街地活性化事業に併せ、広場等の整備を図る。

主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

市町村名	路線名	備考
棚倉町	磐城棚倉駅前広場	J R磐城棚倉駅(西口)

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

2) 下水道および河川

基本方針

ア. 下水道

一級河川久慈川の源流域として、水質保全に努めるとともに、良好な生活環境の形成に資するため、「棚倉町公共下水道基本計画」等にもとづき、公共下水道の普及率の向上を進める。

イ. 河川

a. 治水

都市型水害をなくし、安全性を確保するため、総合的な治水対策を進めるとともに、土砂災害が発生する恐れのある地域を明らかにし、警戒避難態勢の整備を図るなど、国・県・町等が連携を図りながら、諸施策を進めていく。

b. 利水

河川の適正な利用の側面から、水環境への配慮、節水、水質保全を進めていく。

c. 環境

健全な水循環を損なわない範囲で、地域の人々に親しまれる河川の整備により都市環境の改善に努めるとともに、流域内の交流・連携を促進し、総合的な学習の場としての利用に資する整備を進める。

主要な施設の配置方針

ア. 下水道

a. 管渠

棚倉地域、近津地域を中心に管渠を配置する。

b. 排水区域

現在の排水区域を基本に、公共下水道の導入が適切であると判断される既存集落地について、順次計画的に編入する。

c. 処理場

棚倉町浄化センターについては、今後の処理量等の動向を見極めつつ、必要に応じて、処理能力の向上や施設拡張を検討する。なお、施設拡張にあたっては、周辺環境との調和に十分に配慮する。

イ. 河川

水防機能、環境保全機能など、都市に有益となる多様な効果が発揮できる主要な河川として、一級河川である社川、久慈川、近津川を位置づける。

主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

ア. 下水道

種別		名称
流域下水道		
公共下水道	流域関連	
	単独	棚倉町公共下水道

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針にもとづくものとする。

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

J R磐城棚倉駅周辺の中心商業地は、中心市街地の活性化を図る上で重要な地区に位置づけられており、市街地開発事業の適用により抜本的な環境整備を図ることが考えられるため、長期的な視点に立って、土地区画整理事業の適用を検討していくものとする。

また、市街地における住宅建設にあたっては、誰にでもやさしく、ゆとりを享受できる住環境の形成を図るべく、「地域住宅計画（HOPE計画）」等にもとづき、美しい自然と歴史的資産に恵まれた本区域ならではの住まいづくりを進めていく。

7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針にもとづくものとする。

1) 基本方針

公園緑地整備の方針

公園緑地の整備にあたっては、本区域内に存在する美しい河川や豊かな自然、棚倉城跡等の歴史的・文化的資産を有効に活用することを基本とする。

特に、源流域に位置する都市として、一級河川久慈川等の河川は“まちの環境軸”に位置づけ、その維持・保全を図るとともに、緑の空間を配置し、親水性を高めるとともに、亀ヶ城公園などの歴史的・文化的資源は、既成市街地及びその近郊の貴重な緑として維持・保全を図る。

既成市街地においては、地域の実情に応じた都市公園及び緑地等の再整備を行い、災害時の避難場所となるオープンスペースの確保に努める。

また、交流人口の増加を図るため、豊かな自然環境を活かしたグリーンツーリズム等による体験型観光を促進できるよう、既存施設を利活用していく。

自然環境保全の方針

本区域に隣接する奥久慈県立自然公園、赤館公園や館ヶ丘などの自然は積極的に保全するとともに、一級河川久慈川等の河川は“まちの環境軸”として、親水性の向上に加え、河畔の植生、水生生物、鳥類などの生態系への配慮を行う。

既成市街地内の屋敷林や社寺林については、官民協働により、その保全に取り組む。

本区域の主に北部に位置する農地等は、地域の個性を反映した農村風景として重要であり、集団的なまとまりのある農振農用地区域を中心に、その保全に努め、他の利用目的への転換を抑制する。

既成市街地を包み込んでいる山林については、木材生産等の経済的機能のほか、水資源涵養等の多面的機能を確保していくため、林業施策と併せ、山林の保全に努め、他の利用目的への転換を抑制する。

景観形成の方針

ア. 市街地景観

既成市街地では、必要に応じて建築物等の高さ制限などを行うとともに、中心市街地活性化事業に併せ、城下町の歴史的風情と調和した市街地景観の形成を進める。

住宅地では、市街地景観並びに居住環境などの向上を図るため、地区計画等の導入の検討も含め、公園緑地の適正な配置を行う。

また、景観形成基本方針の策定の検討を進め、豊かな自然と歴史的風情を持つ棚倉らしい景観の形成を図る。

イ. 農山村景観

既成市街地を取り巻く農村集落地は、本区域の歴史の中で培われてきた郷土の景観を有していることから、その保全により、景観を維持する。

2) 主要な公園緑地の配置方針

環境保全系統の配置方針

本区域の都市環境を保全する上で、優先的に保全すべき緑地として、亀ヶ城公園一帯及び社寺等周辺の樹林地、既成市街地に隣接する赤館公園一帯、都市内河川である一級河川の久慈川、根子屋川、大草川、桧木川を位置づける。

既成市街地を包み囲む山林となる花園、桧木、日向前、中豊、関口の各地区の樹林地は、市街地から見渡すことができ、都市の骨格を形成する自然として位置づける。

これら、樹林地、河川、山林等は、本区域における動植物の生息空間でもあり、人にとっても心地よい空間を形成する環境保全上重要なものであることから、その保全を図る。

レクリエーション系統の配置方針

本区域内外の主要なスポーツ・レクリエーション施設としてルネサンス棚倉を位置づける。

住民の身近なレクリエーション施設となる都市公園は、土地利用状況、自然地の分布等の地域の実情を考慮して配置する。

防災系統の配置方針

災害時の避難場所については、住民生活の安全・安心の確保の観点から、誰もが安心して利用できるよう、避難路の確保を含めた上で、亀ヶ城公園、棚倉運動広場、ルネサンス棚倉を避難場所として位置づけるとともに、地域の実情に応じて、一定規模を持った公園緑地を効果的に配置する。

また、土砂の流出、急傾斜地の崩壊などの自然災害を防止し、水源涵養機能を保持するための緑地として、日向前の樹林地と花園地区の樹林地を位置づけ、維持・保全する。

河川流域に広がる水田は、雨水の保水機能を有するとともに、地球温暖化防止にも役立つものであるため、防災の緑として維持・保全する。

景観構成系統の配置方針

本区域を流れる一級河川である久慈川、根子屋川、大草川、桧木川の河川空間及びその周辺の農村集落地については、水と緑が融和した郷土景観と位置づけ、その保全を図る。

山地、丘陵地に包み込まれた中に既成市街地をもつ本区域においては、市街地北部の丘陵地である赤館山が市街地にうるおいを与える自然として、景観上も重要であり、積極的に保全を図る。また、棚倉城跡は、本区域のシンボルであることから、その保全を図る。

3) 実現のための具体の都市計画制度方針

都市公園の整備

都市公園については、地域の実情に応じた整備を行うものとする。

その他

良好な自然的環境の保全を図るため、現行の各種法令における規制（河川区域、農振農用地区域、保安林区域等）のほか、緑地協定の締結などにより、都市計画制度以外の手法との連携を進めるものとする。

山本不動尊へ通ずる杉並木



赤館公園から棚倉町の市街地を望む